

農地法第4・5条許可申請添付書類

1. 訸可申請書・許可書	・許可申請書・許可書に必要事項を記入し、押印・捺印・割印を行い、許可申請書は2部、許可書は1部提出する。
2. 委任状・確約書	・申請が代理人による場合に必要。申請書、許可書に申請人の押印をしない場合については、確約書の添付も必要。
3. 登記事項証明書 (土地)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、6ヶ月以内のもの。 ※申請人(譲渡人)の取得原因および、最近3年間以上の所有権状況がわかること。 ・過去1年内に分合筆している場合はその登記申請の写しを添付。 ・3年以上所有していることが判明しない場合は、分筆元又は閉鎖謄本を添付。 ・土地所有者の住所および氏名と申請書記載の申請者(譲渡人)の住所及び氏名が不一致の場合は、同一人であることを証する書面(住民票、戸籍除附票、住民表示証明書等)添付のこと。 ・仮登記、差押等ある場合は抹消するか、または同意書を添付。 ・一体利用地がある場合はその登記事項証明書も必要。
4. 位置見取図	・住宅地図に、申請地を朱で明示すること。なお、一体利用地がある場合は朱以外で明示し、一体利用地と記入すること。
5. 地番地目図	・法務局の公図の写しに申請地を朱で明示し、申請地及び周辺地の地目記入。地目については()の中に台帳地目を、()の外に現況地目を記入すること。法定外公共財産について、農道は赤色で水路は水色でマーカーする。なお、一体利用地がある場合は、朱以外で明示し、一体利用地と記入すること。
6. 現況写真	・申請地に通じる公衆用道路を含めた全体のわかる写真で、申請地及び一体利用地を朱で囲い、撮影年月日及び方位を記入すること。(3ヶ月以内のもの。一体利用地はその旨明示)
7. 測量図	・申請地全体の実測面積を算出した測量図(一体利用地も)
8. 土地利用計画図	(建物建築の場合) ・申請地に建物の位置や駐車場、排水経路・道路幅員等を示した図面(空地を少なく。申請地を有効に利用していることが必要)。また、一体利用地がある場合は、その部分も含めた利用計画図であること。
	(資材置場や駐車場等の建築物のない場合) ・申請地及び一体利用地の利用計画がわかる詳細な図面(排水経路・長さ等明示)。面積検討表も添付すること。 ・目的が貸駐車場の場合は、5割以上の仮契約書又は申込書等
	(太陽光発電施設の設置の場合) ・パネルの設置場所の他に、送電線・パワーコンダクター等の設置計画も記載すること。
9. 建築平面図 (建物建築の場合)	・建築の場合必要で、求積平面図を兼ねたもの(各階)。建築面積の積算根拠がわかるもの
10. 必要面積検討表 (資材置場、駐車場の場合)	・申請地に置こうとする資材や車両等をこれまでどこに置いていたのかを十分確認すること。さらに、転用行為者が資材置場・駐車場を有している関連用地についても面積検討表に反映し、不足面積の検討すること。

⇒ 裏面に続く

11. 事業計画書	・自己用住宅等以外の事業目的の場合必要。また、「転用の理由及びその必要性、緊急性」については、既存施設の状況を踏まえ、具体的かつ詳細に記載すること。貸施設の場合は、貸主及び借主の事業計画書等を添付すること。
12. 資金計画書 13. 資金証明書	H29年4月から自己住宅も必要になりました。全ての申請で(100万円以下も)資金計画書と資金証明書が必要です。 ※資金証明書(預貯金残高証明書・融資証明書等)は6ヶ月以内のもの
14. 登記事項証明書 (法人) 15. 定款	・法人申請の場合。(6ヶ月以内のもの)(必須) ・　　〃　　(写しの場合は原本認証)(必須)
16. 議事録	・登記事項証明と定款の重要な記載(目的、所在地等)が違う場合に、当該変更となった際の議事録を添付
17. 土地改良区意見書	・農地転用に関する意見書。6ヶ月以内のもの。
18. 水利権者同意書	・取水、排水、及び水路に架橋施行等につき、関係権利者の同意が必要な場合。6ヶ月以内のもの。
19. 他法令の 許認可書 (国有財産の用途 廃止申請書等)	・申請地内の農道、水路等国有財産の用途を廃止する場合や都市計画法開発行為許可等他法令の定める許認可等を要する場合においてこれを了している場合は、その旨を証する書面又は、その見込みを確認できる書面。(受付けられた申請書の写しでも可)
20. 農地法第18条申請	・小作を解約して転用する場合。
21. 収用証明書等	・収用代替の場合必要で、収用証明書等の収用、買収等が行われたことが明らかとなる書面(収用された建物や土地の表示、地番、面積等が明らかなもの)及び収用された建物や土地の配置図(残地の有無、面積、利用方法が明らかとなるもの)。
22. その他必要な書類	・違反転用の場合は、違反に至った経緯等を記載した書面が添付されていること。 ・一時転用の場合は、事業終了後における現状回復(転用期間、農地への復元方法、費用負担等)の計画書。

記載している書類は主なものです。転用目的によっては別途必要書類がある場合があります。

※提出部数 正本(原本添付)、副本 各1部 計2部

提出締切日は、原則毎月15日ですが、異なる月もありますので、農業委員会で確認してください。

期限厳守でお願いします。